

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組強化に係る普通預金規定の一部改定 例

(下線部が改定箇所)

改定後	改定前	備考欄
<p><u>12. (取引の制限等)</u></p> <p><u>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p>		<p>(新設)</p>

改定後	改定前	備考欄
<p><u>13. (解約等)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ <u>当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および第12条第1項から第3項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u></p> <p>⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑥ <u>第1号から第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認要請に応じない場合</u></p> <p>⑦ <u>第12条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上に渡</u></p>	<p><u>12. (解約等)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改定後	改定前	備考欄
<p data-bbox="168 209 434 236"><u>って解消されない場合</u></p> <p data-bbox="91 264 271 292"><u>1 4.</u> (通知等)</p> <p data-bbox="181 317 232 344">(略)</p> <p data-bbox="91 370 696 397"><u>1 5.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p data-bbox="181 422 232 450">(略)</p>	<p data-bbox="1043 264 1223 292"><u>1 3.</u> (通知等)</p> <p data-bbox="1133 317 1184 344">(略)</p> <p data-bbox="1043 370 1648 397"><u>1 4.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p data-bbox="1133 422 1184 450">(略)</p>	<p data-bbox="2033 264 2112 292">(変更)</p> <p data-bbox="2033 370 2112 397">(変更)</p>

※ 他の規定では、条番号等が異なることがあります。